

藍住町における水防協力団体との水防協働活動実施要領

(趣旨)

第1条 藍住町水防協力団体指定要領に基づき指定された水防協力団体と、水防団又は水防活動を行う消防機関(以下「水防団等」という。)との連携については、水防法及びその関連通知並びに藍住町水防計画のほか、この要領に定めるところによる。

(水防団等と水防協力団体との連携)

第2条 水防法第36条及び藍住町水防協力団体指定要領に基づき指定された水防協力団体が行う水防活動は、水防団又は水防を行う消防機関による水防活動に対する水防法38条に基づく協力業務であり、藍住町からの情報提供や指導、助言を受け、密接な連携の下、活動を行うものとする。

(活動報告書の提出)

第3条 町長は、水防法第39条に基づき、連携して行われる水防の効果が最大限発揮されるよう、指定された水防協力団体に対し、水防活動の活動記録についてその内容を明記した藍住町水防協力団体協力活動報告書(様式第1号)を提出させることができる。

(情報提供等)

第4条 町長は、藍住町水防協力団体指定要領第4条に基づき提出された水防協力団体活動業務計画書や、前条の藍住町水防協力団体協力活動報告書で示された活動内容について、その活動の実施に関し、必要な情報や指導、助言を行う。

(その他)

第5条 この要領に変更が生じたときは、関係機関と調整し、その都度改訂するものとする。

2 その他この要領の実施に必要な事項については、別途定めるものとする。

附 則

この要領は、令和8年1月30日から施行する。